

耐震診断結果を受けた交番・駐在所への対応について

1 耐震診断の実施

奈良県においては、警察施設を含めた県有施設の耐震性及び安全性を確保するため、平成31年2月に、「県有施設等耐震検討チーム」を立ち上げて検討を重ねていましたが、令和元年7月に、耐震性に問題があるとされる昭和56年6月以前の構造基準で設計・建築された施設につき、「使用を継続する施設については、利用者の安全確保のため、全て耐震診断を実施する」との方針が示されました。

この方針に沿って、県警察では、令和元年度に交番11施設、駐在所30施設の耐震診断を実施した結果、交番9施設、駐在所15施設の合計24施設が、耐震性に問題があると診断されました。

耐震性に問題があると診断された交番・駐在所

- 奈良警察署管内：佐紀駐在所
- 奈良西警察署管内：富雄南交番
- 生駒警察署管内：小瀬交番、鹿ノ台交番、門前駐在所、湯船駐在所
- 郡山警察署管内：郡山駅前交番、泉原交番
- 西和警察署管内：斑鳩交番、法隆寺駐在所
- 天理警察署管内：鍵駐在所、針駐在所
- 桜井警察署管内：朝倉台交番、天満台駐在所
- 橿原警察署管内：橿原神宮前交番、下土佐駐在所、岡駐在所
- 高田警察署管内：近鉄御所駅前交番、葛駐在所、陵西駐在所、名柄駐在所
- 五條警察署管内：阪本駐在所
- 吉野警察署管内：丹生駐在所、秋野駐在所

2 現在の状況

現在、耐震性に問題があると診断された交番・駐在所については、原則として施設の使用を一時的に休止し、警察官及びその家族の居住や、業務への使用を制限しています。

これらの交番・駐在所の勤務員は、隣接の交番等を拠点にしながら、今までと同じように、受持区域の見守り活動やパトロール、巡回連絡等を実施しています。

3 今後の対応

現在、県警察では、社会情勢・治安情勢の変化等を踏まえた上で、将来を見据え、交番・駐在所の配置箇所等が、治安を維持するために適正・合理的なものとなるよう、県下全域において見直しを図っています。

耐震性に問題があると診断された交番・駐在所については、これら配置箇所等の見直しの結果を踏まえて、県の関係部局とも連携しながら、優先的に必要な対策を計画的に講じていきます。